



子どもたちによるもう一つのサミット

「子ども環境サミット札幌」

小林 勇樹 (札幌市子どもの権利条例制定市民会議)

札幌市では、6月27日～29日まで環境問題をテーマにした「子ども環境サミット」が開催され、世界10カ国の子どもたち延べ102人が参加し、環境問題について議論を行った。最終日には、「子ども環境サミット札幌 宣言書～地球の未来へ、いま、僕たち、私たちにできること～」と題した宣言を採択した。

このサミットは、7月に行われた北海道・洞爺湖サミットに合わせ、環境首都宣言を行っている札幌市が中心となり組織された実行委員会が開催したもので、その目的は、地球温暖化をはじめとする環境問題への取り組みについて理解を深め、子どもたちの意見をサミットに出席する各国首脳に届けようというものであった。

サミットは、子どもたちの自主的な参加を尊重し、想いや願いを大切にする形で行われた。その柱となるのが、最終日に発表する宣言書を作成するために行われた6回のワークショップである。

宣言書の文案は、あらかじめ、基礎となるものを大人の実行委員会では作らず、各国の子どもたちが自国の環境問題に関するレポートを持ち寄り、それをもとに「今、できること」を話し合い、取りまとめられた。具体的には、最初に、海外10カ国と日本国内の主要都市の抱える環境問題の実情を報告が行われた。中国の子どもたちは、瀋陽の渾河の水質改善の取り組みについて発表し、韓国の子供たちは、大田市の自転車通勤の取り組みや朝鮮戦争によって焼

NEWSLETTER No.93 CONTENTS

子ども環境サミット札幌 ー子どもたちによるもう一つのサミット /1

特集 子どもの権利条約フォーラム2008 in みえ

○開催予告 /4

○「子どもにやさしいまちづくり」への取り組みと
フォーラム開催の意義 /5

連載 アジアの子ども権利

○カンボジアの子どもの商業的性的搾取とその取り組み /6

連載 子どもの権利条約制定の最新動向

○「日野市子ども条例」制定 /8

○小杉町から射水市へ「子ども条例」の成り立ち /9

TOPICS

○子どもに対する暴力をなくすための取り組み /10

イベント報告

○子どもの権利条約基礎講座 /11

失した森林を回復するための植林事業を紹介した。

日本の都市の取り組みとしては、京都の子どもたちの報告が注目される。京都では、6月22日に京都ジュニア環境サミットが開催され、以下のような京都行動アピールを採択し、京都市副市長に手渡した。

1. 水を大切に使います
2. 電気やガスなどのエネルギー源を無駄遣いしません
3. “もったいない”の精神を行動に移します
4. Do you 京都？環境にいいことしていますか？を発信していく
5. 環境についての学習を進めます

行動アピールには、地球温暖化防止のための京都議定書を踏まえながら、「Do you 京都？環境にいいことしていますか？を発信していく」と、子どもたちから出された表現がそのまま活用されたものとなっている。

続いて、こうした報告をもとに宣言文の作成が行われた。このとき、子どもたちの報告や意見を大切にす観点から環境計画学を専門とする小林三樹氏（藤女子大教授・博士）がオーガナイザーとして子どもたちをつなげる役割を担い、宣言の核となるキーワードを次のように抽出した。

【抽出されたキーワード】

- ・緑化・植林
- ・温暖化の抑制
- ・エネルギーと水の節約
- ・周囲の環境の改良と廃棄物の適切な取り扱い
- ・交通問題
- ・限られた環境の中でライフスタイルをどのように変えていくか
- ・Think Global, Act Locally～グローバルに考え、ローカルに行動する～

これらキーワードをもとに、子どもたちは、10のグループに分かれ、テーマにある「今、私たちにできること」を中心に、グループごとの宣言文を考えた。このとき、どの環境問題を選び出すか、何ができるかということはすべて子どもたちの手にゆだねられ、白熱した議論が展開された。このあと、小林氏と実行委員会による案のとりまとめが行われ、それらをもう1度、子どもたちの中で検討し、最終的な宣言文が決定された。

宣言文は、サミット最終日に鴨下一郎環境大臣（当時）や上田文雄札幌市長も出席する中、発表された。その内容は、まず、前文において、

「未来の地球環境を守るために、できるだけ無駄を減らし生活習慣を改善します。

地球環境を守るためにエコの心で自然を感じることを、エコの目で自然を見ること、エコの手で自然を大切にすることを約束します。」と、子どもの視点から環境にやさしい取り組みをしていくものとなっている。そのうえで、「二酸化炭素の排出を減らします」「緑を大切にします」など、5つの「今、僕たち、私たちにできること」を掲げ、最後に、

「人間と生物が共生できるきれいな地球にするために、私たちはここで学んだこと、みんなで作った考え方を、身近な人から世界みんなへ伝え、共有します。」と、サミットへの参加を通じて、深めたことを形にした。宣言では、参加した子どもたち自身の

環境への想いを形にし、伝えることの重要性が強調された。特に、前文の「エコの心で自然を感じることを、エコの目で自然を見ること、エコの手で自然を大切にすることを約束します。」という表現は、大人が思いつかないオリジナルな表現であり、子どもたちが学んだことや生活を通じて感じたことがワークショップでの議論を通じて共有され、深化し、重層構造的に膨らんでいったものといえる。

さらに、宣言には盛り込まれない、子どもたちの個々の環境問題への思いも大切にしようと、メッセージフラッグへの記入も行われた。これは、子どもたちが自分自身の環境行動宣言を、自分の母国語で寄せ書きした大きな旗である。子どもたちの意見を漏らすことなく生かしていこうという実行委員会の姿勢を読み取ることができる。

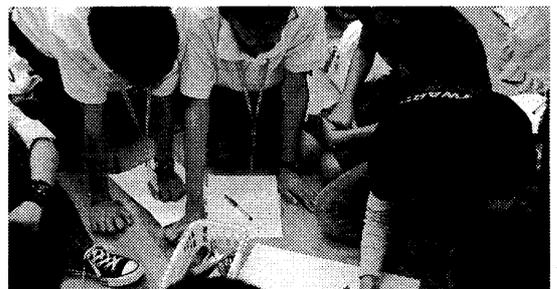
サミットでは、このほか、アルピニストの野口健氏による講演や札幌市の子ども会などとの交流を目的としたフレンドシップパーティー、環境省による赤い地球儀セレモニー¹も行われた。野口氏は、5回のヒマラヤ清掃登山や毎年実施している富士山清掃登山のきっかけや取り組む様子について報告し、グローバルな視点から地球環境の課題を投げ掛けた。

サミットを振り返った上田市長は、「大人は、子どもたちが自分の意見をきちんとと言えるような環境（十分な情報提供と考えを議論する場の設定）を作っていく必要がある。」とした上で、「そのための大人の役割とは、決して子どもにわがままを認めるということではなく、子どもにとって最も良いことは何か考え、成長段階に応じた理解を進めるため意見をまとめることができるように適切な助言をすること」と述べた。さらに、「子どもが自分でどんどん意見を言うようになることは成長発達段階にある子どもにとって、自分を形成していくというとても重要なことなのです。子どもの権利条約の意見表明権はまさに、子どもの成長発達する権利の重要な一内容としてこれを保障しようとするものです」と、サミットの取り組みが子どもの権利条約に基づく子ども参加の実践であることを強調した²。市長の発言からは、子どもの参加する権利や意見表明権に関する理解と、これら権利を重視し、具体化しようとする意欲を読み取ることができる。札幌市は、子どもの権利条例の制定を目指しており、同条例の制定に向けて積極的にリーダーシップを発揮しようとする狙いがあるとみられる。

札幌市の子ども参加型の環境問題への取り組みはこれだけにとどまらない。たとえば、エコライフレポートという取り組みがその典型例である。これは、子どもを含む市民が、四半期ごとに発行される「エコライフレポート」に基づいたエコ行動（環境に配慮した行動）を継続し、その行動によってCO₂削減量の試算値を算出し、同程度の量を吸収・貯蔵できる樹木の本数に換算して「エコライフの森」として植樹する取り組みである。子どもたちも学校等を通じて、環境問題の解決のために、自分のできることを考え、自主的に参加しているとされる³。

サミットに参加した子どもたちは、早速、自国で小さな取り組みを始めているとの報告もあり、サミットのメッセージが確実に世界に広まっているようである。

一方、子ども環境サミットとは別に、ユニセフと外務



省の主催による「J8（ジュニア・エイト）サミット」も7月1日～10日、北海道千歳市で開催された。これは、G8サミットで議論されることは子どもたちにも大きな影響を与えることから子どもたちの視点で話し合おうというもので、2005年からスタートした取り組みである。サミットには、ユニセフが主催する国内選考コンテストなどで選ばれたG8各国と開発途上国の14～17歳の39名の子どもたちが参加した。(1) 気候変動、(2) 貧困と開発、(3) HIV/エイズなどの感染症を含む国際保健の3つをテーマに話し合い、その成果は、千歳宣言とこれを補完する若者のアクションプランとして作成された。

このうち、アクションプランは、J8史上初の試みとして、若者として何が出来るかを話し合い作成したものであり、環境問題については次のように記述がなされている。

環境問題に取り組む子どもと若者：より効果的な技術を見つけるための手伝いを若者がするべきです。進歩を確認するために、学校や組織間でのコンテストを奨励するのほひとつの方法です。このコンテストは、例えばグリーン技術を作り出したり、より効果的な指導方法を見つけ出すなどの内容が考えられます。

プランは、こども環境サミットの成果も踏まえ、子どもたち自らが環境問題への取り組みの進捗状況を確認するためのコンテストを実施するとする具体的かつ踏み込んだ内容のものとなっている。

2つのサミットの宣言文は、各国が自国の利益を主張し、具体的な成果に乏しかった洞爺湖サミットとは対照的である。子どもたちは自国の環境問題の深刻さを真摯に受け止め、それをほかの国の子どもたちと共有しあい、解決に向け、「できること」をむしろ積極的かつ自律的に考えていこうとしている。こうした動きが、自由に安心して自分を表現できる場から生まれたことは興味深く、大人が環境問題ををはじめ、さまざまな社会問題について話し合う際にも多くの示唆を与えているといえる。

子どもが支援を受けながら、学校や行政を含む自分の環境にアクセスし、そのあり方について考え、討議する機会を通じ、国家や社会をコントロールし、変容させていく力を獲得していくことこそ、子ども参加の要をなすと考える。今後、札幌市でも宣言を生かし、子どもの参加を重視した環境問題への取り組みが期待されると同時に、日本政府もJ8サミットを通じた成果を踏まえた政策の立案と実施が強く求められる。

こども環境サミット札幌 宣言書 ～地球の未来へ、今、僕たち・私たちにできること～

地球温暖化を防ぐために行動します
そして環境にやさしい生活をします

未来の地球環境を守るために、できるだけ無駄を減らし生活習慣を改善します。
地球環境を守るためにエコの心で自然を感じることを、エコの目で自然を見ることを、エコの手で自然を大切にすることを約束します。

二酸化炭素の排出を減らします
二酸化炭素の排出を減らすため、資源は必要以上に使いません。
自然エネルギーをできるだけ利用します。

緑を大切にします
森林破壊の原状について知り、伝えます。
森を守り、森林資源を大切にすため、紙の分別・リサイクルなど3Rを心がけます。
植物を植え、大切に育てます。

水を大切にします
水の大切さと価値を知り、水を節約して上手に使います。
水資源の限界を意識して、工場などから出た排水をできるだけキレイにするように働きかけます。

エネルギーを大切にします
部屋に人がいない時は電気を消します。
ガソリンや灯油や電気などの消費量を減らします。
自然のエネルギーを活用します。

ごみを減らします
ごみを減らすために、自分の持ち物は最後まで大切に使います。
本当にそれは必要か買う前によく考えます。
食べ物を大切にし、無駄にしません。
最低限の包装の製品を買います。
古いものを大切にします。
再利用やリサイクルを呼びかけます。

世界の人々に伝えます
人間と生物が共生できるきれいな地球にするために、私たちはここで学んだこと、みんなでつくり上げた考え方を、身近な人から世界の人々に伝え、共有します。

私たちは、「こども環境サミット札幌」で、「今、できること」について自分たちで考えました。そして行動していくことをここに誓います。
地球の未来が今よりさらに素晴らしいものになるために、大人の皆さんも私たちとともに考え、そして行動してください。

2008年6月29日 こども環境サミット札幌参加者一同

【参考】日経BP ECOジャパンHP：http://www.nikkeibp.co.jp/style/eco/event/080715_sapporo01/
http://www.nikkeibp.co.jp/style/eco/event/080722_sapporo02/

J8サミットHP：<http://www.unicef.or.jp/j8/>

こども環境サミット札幌実行委員会HP：<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/event/2007/csmmit/index.html>

こども環境サミット札幌 実行委員会【こども環境サミット札幌 ガイドブック】(2008)

i) 赤い地球儀セレモニーとは、子どもたちが地球環境について考えるきっかけを作るため、具体的な地球温暖化防止行動の実践を呼び掛けるリレーイベントで、環境省チームマイナス6%主催したものである。リレーで回った各地で、温暖化が進んだ地球をイメージした「赤い地球儀」に、地球温暖化防止への願いを込めた青いシールを貼り付けてもらうことで「青い地球」に塗り替えていく。

ii) 札幌市長のHPからの引用。なお、同HPに市長のサミットに対するコメントが寄せられている。

<http://www.city.sapporo.jp/city/mayor/citizen/h200701.html>

iii) さっぽろエコライフ市民運動の取り組みは、以下のHPを参照されたい。

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/ecoshimin/index.html>

写真提供：札幌市環境局

子どもの権利条約フォーラム2008 in みえ

■開催日程 11月23日 13:00 ~ 24日 16:00

■会場 三重県庁講堂 津市アスト津 (みえ県民ボランティアセンター、アストプラザ)

■参加費 子ども(18歳未満) 無料 大人 2000円 ※分科会によって別途参加費が必要です。

今年の「子どもの権利条約フォーラム」は三重県で開催します。実行委員会では、テーマを基に「子どもの参加・参画グループ」「子育て支援グループ」「声グループ」「エンパワメントグループ」と、「鈴鹿地域会議」「津地域会議」「松阪地域会議」を持ちながら、地域での草の根的活動を広げながら、当日にむけて、企画を準備しています。

<三重県開催のテーマ>

- ① 人権意識を深める機会に
- ② 子どもの権利条例づくり
- ③ 子どもの参画

【子育て支援グループ】

地域の活動の中で感じていることは、子育て・子育てに関わる大人が「権利」を自分のものになっているか否かで、子どもや子どもを育てている親への対応がずいぶん違うということです。

「権利」を特別に取り上げるのではなく、日々の生活の中で子どもに向かいあう時に、子どもを一人の人間として尊重できるか。「子どもは自ら育つ力を持っている」ということを、子どもに関わっている大人と育児中の親へ発信していきます。

【子どもの参加・参画グループ】

今は鈴鹿・津・松阪の地域でユースの集まりを持っていますが、これを三重県内へ広げていくことを提案していきたいと思っています。そして当日は、そのユースや子どもたち自身が、自由に企画できる空間と時間を用意します。

また「子どもサミット」では、パネラーとして参画してきたユースとファシリテーターの浜田進士先生と相談しながら、当日の進め方を決めていきたいと思っています。

【エンパワメントグループ】

人間は皆、本来力を持っており、自分の可能性を自ら伸ばしていくものです。しかし外部からのプレッシャーや圧力などで、その力が発揮できない子どもが多くなってきています。「エンパワメント」とは、自らがその力を発揮することですが、それには他者からの支援の言葉や態度が必要な場合が多々あります。

この「エンパワメント」ということを多くの方に理解してもらうために、当日は、体験する場を設けます。また、エンパワメントのワークショップやトレーニングを受けている子どもたちが、企画運営する「ワークショップ」の場や、新しい手法による「エンパワメントワークショップ」も用意できるように、準備を進めています。

【声グループ】

当日参加できない子どもたちの声を、様々な手段を使ってたくさん集め、普段どのような気持ちで暮らしているのか、自分の「権利」について知っているのか、考えたことがあるのかなど、できるだけ

多くの子どもたちの声が、大人たちに届くようにしたい。

また、「オレンジリボンツリー・コンテスト」を行い、「虐待」の啓発も行っていきたい。

【地域会議】

鈴鹿・津・松阪では地域会議も開催されており、鈴鹿では鈴鹿市教育委員会とNPOが「外国にルーツを持つ子どもたちの集まり」を持ち、第1回は25人の参加者があり、その中の高校生がリーダーになって、中学生が普段の生活のことや、悩みなどを話し合いました。

津地域では、津市の子ども権利条例づくりへ向けて、どのように子どもたちの意見を反映していくか、ユースの集まりも並行して持ちながら、行政職員とNPOが話し合いを重ねています。

松阪地域では、地元の短大や地域のNPOと協働して「子育て応援フェスタ」を開催しながら、行政職員も含め、将来の子ども権利条例づくりへの展開を探っています。

このほか、桑名市や四日市市のNPOが自分の地域で、ミニフォーラムや「自己尊重トレーニング」を企画しており、11月23日・24日にむけて、三重県内各地域で「子どもの権利条例」の機運が高まるような動きがあります。

■全体会内容

11月23日(日) 13:00-14:30

オープニング全体会(三重県庁講堂)

- ・開会挨拶他(三重県知事、津市長、実行委員長他)
- ・バンド演奏(三重にフリースクールを作る会)フリースクール三重シュレのユースたちがオープニングを飾ります。
- ・基調講演(子どもの権利条約ネットワーク代表 喜多明人氏)
- ・子どもサミット(独立法人福祉医療機構長寿・子育て・障害者基金助成事業「チャイルドドライブプロジェクト21事業」)三重県のユースたちが自分の思いを発信します。ファシリテーター:浜田進士氏

※交流会(18:00-20:00アスト津3F交流スペース)は、オレンジリボンツリーコンテスト他全国から集まった方々と楽しく交流します。国際色豊かな料理でおもてなし致します。

11月24日(祝) 15:00-16:00

エンディング全体会(アスト津5Fアストホール)

各分科会等の報告や子どもの発信、フォーラムでの到達点をご報告致します。

■分科会・コーナー・同時開催（現在検討中の分科会もあります、ご了承ください。）

分科会名	日 時	担当団体 グループ
①子どもサミット	11月23日（日）15:00～17:00	「チャイルドライン24」実施組織
②エンパワメント・ワークショップA・B・C	11月24日（祝）9:30～14:30	実行委員会エンパワメントグループ
③子どもの権利条約入門ワークショップ	11月24日（祝）9:30～14:30	子どもの権利条約ネットワーク
④ワークショップ「カンボジアの子どもたちと子どもの権利条約」	11月24日（祝）9:30～14:30	国際子どもの権利センター・シーライツ大阪事務所
⑤ユース企画	11月24日（祝）9:30～14:30	津子どもNPOセンター
⑥「親が変わる・教師が変わる・これが出発点」	11月24日（祝）9:30～11:30	アドラー心理学学習グループ
⑦チャイルドライン夢メッセージ展	11月24日（祝）9:30～14:30	チャイルドライン支援センター・「チャイルドライン24」実施組織
⑧子育て支援プログラムⅠ	11月24日（祝）9:30～11:30	実行委員会子育て支援グループ
⑨子育て支援プログラムⅡ	11月24日（祝）12:30～14:30	実行委員会子育て支援グループ
⑩学童保育からみえる子どもの状況（仮）	11月24日（祝）9:30～11:30	（津市学童保育連絡協議会）
⑪子どもの権利条例づくり（仮）	11月24日（祝）9:30～11:30	実行委員会
⑫子どもと向き合う大人のための講座（仮）	11月24日（祝）12:30～14:30	実行委員会
⑬子どもの広場	11月24日（祝）9:30～14:30	実行委員会子どもの参加・参画グループ
子どもの声・団体ブース、展示コーナー	11月24日（祝）9:30～14:30	実行委員会声グループ
⑭同時開催企画「里親子講演＆シンポジウム」	11月24日（祝）12:30～14:30	主催:三重県

■お問い合わせ

（事務局）第16回子どもの権利条約フォーラム2008inみえ実行委員会 事務局「チャイルドライン24」実施組織

〒514-0125 津市大里窪田町2709-1 TEL&FAX.059-211-0024 E-mail:jisshi@childline24.net

「子どもにやさしいまちづくり」への 取り組みとフォーラム開催の意義

田部 真樹子（子どもの権利条約フォーラム2008inみえ実行委員長）

「子どもの権利条約フォーラム」は、昨年度三重県で行われた「日本子ども虐待防止学会第13回学術集いみえ大会」での取り組みの段階から、延長上に位置づけて準備を進めて参りました。

なぜなら英語で「不適切な扱い」という意味を持つ虐待と呼ばれる暴力行為は、子どもの権利侵害の現場にほかならないと思っ

ているからです。私たちは同時に「子どもの権利条約フォーラム」を一過性のイベントに終わらせず、権利醸成を計る意識改革と社会整備に進ませる手段として、2008（平成20）年度NPOからの協働事業提案に「県と市町及びNPOとの協働による市民（子どもを含むすべての市民）参画型子どもの権利条例づくりを通した子どもにやさしいまちづくり推進事業」で応募して採択されました。

2003（平成15）年度に採択された協働事業提案が「チャイルドライン24」実施組織というネットワークを誕生させ、その「チャイルドライン24」実施組織が提案団体となって、今回は条例づくりに挑みます。

目下、県子ども局子ども未来室と教育委員会事務局人権同和教育室、県生活・文化部男女共同参画・NPO室、そして津市、松阪市、鈴鹿市（予定）の市町の子ども関係部局の職員と共に公開検討会に入っており、次年度の動きの土台になる報告書を、今年度中に作成する見通しまでが立ったところです。

公開検討会に参加しているそれぞれの行政には、それぞれの異なる事情があり、条例づくりに対しても、そこに至る姿勢も取り組みのあり方も一様ではありません。しかし少なくとも県と津市では平成22年度を目処にして、それなりの形になることが考えられます。そして、両行政とも作成の段階で子どもたちがかわり、子どもたち自身の手による条例づくりの道筋をつけています。

昨年度三重県で開催された「日本子ども虐待防止学会第13回学

術集いみえ大会」の実行委員会へ準備会から参画し、虐待を研究者だけのものとせず、又決して特別なことではなく、日常的に起こる身近な問題と世間に認識してもらうために、市民実行委員会を立ち上げ中心を担ってきた三重県子どもNPOサポートセンターからも、平成20年度は協働事業提案をして採択されました。

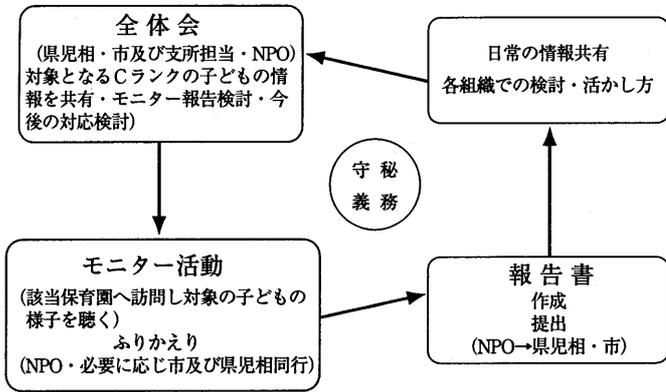
それは、県の中勢児童相談所と津市子ども総合支援室、当センターの三者が協働して一年近い試行期間を経た事業で、しかも北勢児童相談所が庁内で職員提案をしており、県三役に担当職員がプレゼンテーションをして、結果「ボツ」になってしまった、という実は日く付きの事業です。

そんな訳ありの事業を、なぜあえてNPOからの協働事業提案としたのか…。そもそも庁内でボツになった理由は、子育て支援に関する県と市町の仕事が、単純な言い方をすれば虐待の場合、重度は県、軽度は市町に棲み分けられていることに由来していたようなのです。

しかし、子どもが育つ現場に棲み分けは考えられないところから私たちは、現協働相手の津市と中勢児童相談所及びそこが管轄するもう一つの市、松阪、県生活・文化部男女共同参画・NPO室、そして県子ども局子ども家庭室とで「地域の子育て文化創造力を活用した要支援家庭の子育て応援事業を通した子ども支援の地域づくり事業」の公開検討会に入っています。

この事業は、通報を受けて要支援になった子どもの内、軽度とみなされる保育園児（津市内）の見守り（モニター）事業で、行政が手いっぱい部分を市民（NPO）が単に担うのではなく、連絡や会議を密に行い、三者で情報共有をして子どもの状況改善に責任を持ち合っていくための協働で、いずれは見守りを越えた子どもへの関わり、そして家庭への関わりのことや、幼稚園、小学校へも広げていく可能性もっています。

施行中のモニター事業図



子育てや虐待に関する問題は、今や行政だけでは抱えきれない状況で、県内どの地域でも大差ありません。

子育ては、昔から地域の中での支え合いっこ、迷惑のかけ合いっこでされてきました。であるなら、子育て支援を行政だけのものにせず協働という協力体制によって、市民（NPO）が担う部分があるのではないかと。これは、チャイルドラインから児童相談所までの間に私たち市民（NPO）の「できること」を模索し続けてきた思いが一つのかたちになったと受け止めて、取り組んできました。

今回の事業提案は、試行中のモニター事業を元に組み立てられていますが、それはあくまでも子どもたちが安心して安全に豊かに育っていくために必要な地域でのネットワークづくりの手段にすぎません。検討会の中でも様々なツール、例えば「こんにちば赤ちゃん」事業のことなど話しが出されています。

モニター事業を通して私たちが痛感しているのは、特にネグレクトと呼ばれる虐待に関しては、虐待以前「子育てができない」と整理しても過言ではないと思うくらいです。子どもの育て方がわからないのだと感じています。その人たちにとって必要なのは子育て（子育て）支援なのです。

核家族化や地域社会崩壊の中で、子育て文化が継承されず結果的に孤立した子育てになってしまっている現状です。

提案事業は、そこへのアプローチです。公開検討会での話し合いでは、当事業を市町に対し県から取り組みを指し示せる内容につくり上げ「モデル事業」とすることを一つの目標にしています。と同時に「モデル事業」の協働相手は個人ではなく、組織（市民）であることの重要性も語られています。当事業は守秘義務を負うものであり、事業に携わる人へのケアが、組織的なシステムによって初めて保障されることは、試行する中で行政、市民（NPO）の双方に十二分に認識しています。

とは云うものの協働するに足る組織は皆無に近く、行政が現在持っているネットワークの一部でも機能させる方法は？又、県や市町主催の人材育成講座の卒業生の組織化は？などなどを出し合っています。

何かをしたいと思ったり願ったりしている人たちの殆どが、実はバラバラの個人。感じてはいましたが、今更ながら組織を作り運営をして継続させることは課題なのだを再認識です。しかし、手をこまねいていて地域のネットワークづくりは実現しません。話し合いを一つひとつ具現化して、モデル事業実施の現場づくりをし、子どもにやさしいまちづくりを実現していきたいと思っています。

連載 アジアの子どもの権利

カンボジアの子どもの商業的性的搾取とその取り組み

甲斐田 万智子（〔特活〕国際子ども権利センター代表理事）

カンボジアの子どもの性的搾取

2006年、6歳の少女スレイが買春宿から救出されました*。彼女は5歳の時に自分の両親によって買春宿に売られ、すでに言葉にはできないほどのつらいトラウマに悩まされていました。スレイを買春宿に売り渡すことによって、両親がどれだけの収入を得たのかはわかりしていません。100ドルの場合もあれば、10ドルの場合もあるからです。救出される以前、スレイは、売春あっせん人やセックスツーリストによって性的搾取を受ける辛い日々を何ヶ月も強いられていました。次から次へと別の男にまわされ、言いなりにさせるために麻薬を打たれることもよくあったといいます。カンボジアのプノンペンという巨大で数百万ドルの性産業の中心地で彼女は商品として扱われてきたのです。

カンボジアの性産業の正確な数をつかむことは極めて難しいのですが、少なくとも50,000～100,000人の女性や子供が関わっているとされています。国連によると、プノンペンで働くセックスワ

ーカーの約30%は18歳未満と推定されていますが、この問題で活動している人々の間では実際の数値はこれより高いだろうと推測しています。米国の国務省によると、世界では100万人を超える子どもたちが国際的な性的搾取のための人身売買に巻き込まれていますが、カンボジアは子どもの人身売買の送り出し国であり、受入国であり、また、経由国となっています。一日50円以下で暮らさなければならない人々が数百万人もいる貧困の中で、子どもたちは親によって性産業に売られてしまうことがあるのです。

観光客の流入、取り締まりの弱さ、日本人のかかわり

カンボジアで子どもが買春に巻き込まれるようになった原因は、貧困以外にいくつもあります。一つには、内戦が終結し、平和の訪れとともに、多くの観光客が世界遺産のアンコールワットを見にくるようになったことが挙げられます。その観光客に混じってセックスツーリストも訪れるようになったのですが、彼らの中に、子ども

を性的搾取するために訪問する人が現れたのです。そしてなぜそういう人がカンボジアにくるようになったかという、カンボジアでは、ほかの国と比べて、法律が未整備であり、警察や役人による汚職がはびこっているため、子どもを買春したり、子どもポルノをつくったりする人に対する取り締まりが弱いということが挙げられます。簡単に子どもを性的搾取できるだけでなく、万が一警官につかまってもわるいを払えば逃げられるという情報がそういう人たちに伝わっていったのです。

大変残念なことに、こうした情報が日本で子どもを狙っている人の間にも伝わり、カンボジアにやってきて子どもを性的に搾取する日本人もいます。2001年12月には、「子ども買春・子どもポルノ禁止法」によってカンボジアでベトナムの少女を買春した日本人が逮捕されたのを初めとして、数人の日本人男性が子ども買春・子どもポルノの罪によって逮捕されていますが、こうしたことはなくなっています。以前と比べて、法による取り締まりも厳しくなっているのですが、今でも、インターネットでカンボジアの子どもを買春したことを自慢げに話す人がいます。また、子どもポルノを撮影する日本人も後を絶たないようです。

侵害されている子どもの権利

カンボジアでは、ブローカーに騙され人身売買されて子ども買春に巻き込まれる子どもが多くいます。年齢にもよりますが、親が子どもにいい仕事を紹介すると言って騙される場合もあれば、町でパーティーがあると親戚や近所の叔父さんに騙される場合もあります。カンボジア国内の性産業に売られる場合もあれば、タイやマレーシアまで売られる場合もあります。国境を越えて売られた場合、逃げようとしてもパスポートがないため、「不法入国者としてタイの警察に捕まってひどい目に遭う」と人身売買業者から脅されます。また、マレーシアでは、見張りが監視するなか高層ビルの1室に閉じ込められていることもあり、逃げるのは不可能だとあきらめてしまう少女たちも多いようです。こうして逃げることもできず、何人もの客を毎日とらざるをえない少女たちの中には自殺をしようとする子どももいます。また、最近では客をとるためにドラッグを無理やり飲まされる子どもたちも多く、彼女たちの多くはドラッグ中毒になります。このため、せつかく救出してもドラッグへの依存症から買春宿に戻ってしまう子どもたちもいます。また、性感染症にかかっている子どもも多く、中には救出されたあとにエイズを発症して亡くなってしまう少女たちもいます。

このように、子どもたちには、本来、性的搾取や人身売買から保護されている権利（第34条、第35条）が保障されていながら、それらの権利を侵害されているだけでなく、ほかにも多くの権利を侵害されています。つまり、健康に生きる権利（第24条）、教育を受ける権利（第28条）、休息したり遊んだりする権利（第31条）、経済搾取されない権利（第32条）、麻薬から守られる権利（第33条）を奪われているのです。さらには、被害を受けていた子どもたちが救出されたあと、心身を回復する権利（第39条）が実現されていない場合も多く、カンボジアのように精神医療が進んでいない国では、カウンセリングを受けることもできずに深い精神的傷を負ったままの子どもたちがたくさんいます。そして、性的搾取を受けた「被害者」であるにもかかわらず、身体を売ってお金を稼いだ悪い女の子だというレッテルを貼られて差別されたり、かつて住んでいた地域社会から拒絶されることも多いのです。

NGOの取り組み

カンボジアには、この問題に取り組むNGOがたくさんあります。一つは、子どもの性的搾取を防止する活動で、もう一つは、被害にあった子どもたちを保護する活動です。

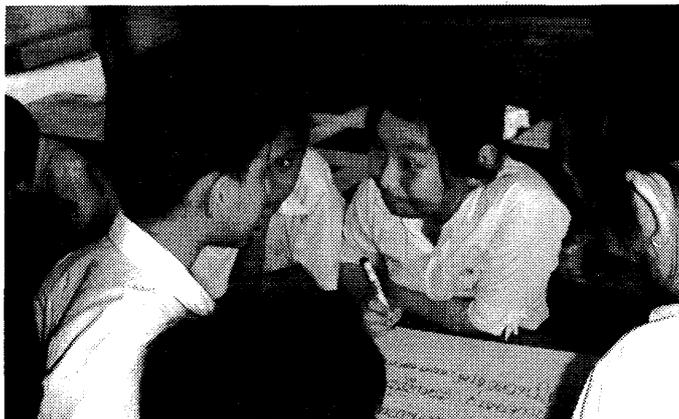
防止する活動として、HCCというNGOでは、農村の子どもたちに人身売買の手口を教えるだけでなく、子どもの権利を教えています。農村では、貧しい家庭の子どもたちが家計を助けるために子どもが出稼ぎに行かされる場合が多く、その過程で人身売買のブローカーに性産業に売られてしまうことが多くあります。そのため、手口をできるだけ子どもや親や教師など地域の住民に知らせることが大事です。しかし、危険だとわかっているにもかかわらず、子どもを出稼ぎに出す親がいます。このような場合、危険だから行きたくないと思っても、親に従わなくてはならないと思っている子どもたちは、ブローカーについていってしまうのです。そこで、子どもは危険なことやさまざまな搾取から守られる権利、教育を受ける権利、意見を表明する権利などが条約で定められていることを子ども自身が知り、それを道具として使うことがとても大事になってきます。HCCでは、子どもたちがそれをできるようにし、地域のリーダーにも子どもの権利を理解してもらって啓発活動を進めています。

そんなふうにしてエンパワーされて活動しているカンボジアの高校生のビデオがありますので、ぜひ見ていただけたらと思います。また、こうした取り組みを学ぶカンボジア・スタディツアーを国際子ども権利センター（シーライツ）は毎年行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

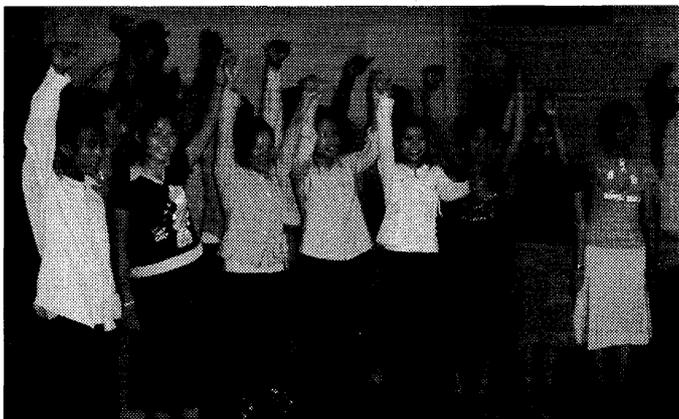
<http://www.c-rights.org>

*'Girl, 6, Embodies Cambodia's Sex Industry' January 24, 2007 Story Highlights

<http://www.cnn.com/2007/WORLD/asiapcf/01/23/sex.workers/index.html>



子どもの権利を学ぶ子ども



「日野市子ども条例」制定

「権利」と「健全育成」が混在

出沼 恵美子 (前日野市議会議員)

2008年6月19日「日野市子ども条例」が制定され、2008年7月1日に施行されました。条例の特徴と問題点を探ります。

制定までの流れ

日野市民による「子どもオンブズ制度を求める会」が日野市議会に請願を提出（請願は1998年に審議未了となった）したのが1996年でした。その後1999年に生活者ネットワークの議員が「子どもの人権基本条例」を提案し、2001年4月の市長選挙で馬場市長が、「子どもの権利条例」制定を公約し当選しました。

2001年8月に市職員による子どもの権利条例づくりプロジェクトチームが発足し、翌2002年7月に公募市民によるおとな会議（23名）、子ども会議（8名）がスタートして、本格的な条例づくりが始まりました。

おとな会議は2005年10月に「子どもの権利条例（案）」を市長に提出し、2006年8月には「子どもの権利条例（素案）」が公表され、パブリックコメントの募集が行なわれました。2007年3月に、パブリックコメントに対する市の考え方が示され、2008年6月制定、7月施行の運びとなりました。

条例の特徴

素案の発表後、市長の与党である自民党が「子どもの権利条例」反対の声をあげるなど、紆余曲折を経ての制定となりました。市民が子どもオンブズの運動を起こしてから実に12年の歳月を経ています。

条例制定までの特徴の一つが、とにかく時間がかかった事だと言えます。時間の経過の中で日本全体に右傾化の声が高まり、子どもの権利にとっての逆風となりました。反対している自民党議員との調整に手間取り、更に時間がかかるという結果となりました。

2つ目の特徴は、議会との調整の産物として「権利」と「健全育成」が混在した条例となったことです。当初条例そのものに反対していた議員達も、虐待やいじめなどで権利を侵害されている子どもたちの現実は無視できず、権利そのものは必要だという認識に至ったようです。そこで権利は残したまま、2004年に制定された「日野市青少年健全育成基本方針」の考え方を随所に盛り込んだ妥協の産物となりました。大幅な修正がされた背景に、生活者ネットワークの議席が無いことがあると思います。「『子どもの権利条例』を求める市民の会」は、条例の修正（表題への「権利」の復活と、健全育成の削除）を求める陳情を提出しましたが、不採択となりました。

3つ目の特徴は、時間をかけたおとな会議の議論です。3年とい

う年月をかけ実に108回の会議が開催されました。当初「市民からは意見を聞くだけ」という行政側の意向に対し、せっかく関わるのなら条例案づくりまでやらせてほしい、と有志による起草チームをつくり文案づくりを行なったそうです。

最終的に職員チームのつくった条例案とすり合わせの作業を経て、逐条解説までつくり市長に提出したわけですが、市民の熱い思いが「意見を聞くだけ、条例づくりは市が行なう」と言っていた行政を動かしたことは大変な評価です。

4つ目の特徴は、大幅に加筆されたために贅肉だらけの条例になってしまったという事です。例えば「子どもの権利」と一言で言える所を「子どもが持つ生きる権利や育つ権利、守り守られる権利、参加する権利」と何度も（条例中なんと16回！）繰り返されています。

「（生きる権利）第12条（4）性格、趣味、好み、生き方などのありのままの自分をわかってもらうこと。」と、「ありのまま」の内容を列挙していますが、これも余計なことです。「『ありのまま』と言っても学校や勉強を怠けたり、わがままを言うてはいけませんよ」と戒めているようにも感じます。

条例の問題点

次に条例の問題点について述べます。

1. 素案との比較においての問題点

素案との比較で気になる点は以下の3点です。

- ① 条例名から「権利」が抜けています。「子ども条例」では子どもに関する何の条例なのか不明確であり、「権利」を残して「日野市は子どもの権利を保障するまちです」という決意を宣言して欲しかったと思います。
- ② 前述しましたが、全体にわたって健全育成の視点が大幅に書き加えられました。これでは「権利条例」なのか「健全育成条例」なのかわかりません。健全育成を否定するものではありませんが、健全育成は子どもにどう育て欲しいか、というおとなの側から子どもを見たものであり、一方子どもの権利はあくまで子ども自身に権利があることを保障するものです。視点が違うものを一つの条例に無理やり入れ込んだ「子ども条例」では、制定する意義が不明確です。
- ③ 権利の濫用の禁止が明記されました。第8条「子どもの責務」として「子どもは、自分を大切にするとともに、他の人を大切に、基本的な社会のルールを守るように努めなければなりません。」と書かれています。ここで他の人の権利を侵害するような権利の行使（権利の濫用）を禁じているわけですが、条例ではさらに

「子どもの権利」第11条2で「権利の濫用はゆるされません」と明記しています。権利を保障する一方しつこく権利への制限が書かれていて、「本当は権利なんて与えたくない」おとなの本音が見え隠れしています。

2. 市民参加における問題点

また市民参加の点でも問題を感じます。

おとな会議のつくった案は、①市が作成した素案と、②パブリックコメントによって修正された条例案という2つの段階を経て、内容が書き換えられました。①おとな会議の案を受け取って市が多少の修正をするのはあり得るとしても、②パブリックコメントによる大幅な修正は納得いかないものです。

パブリックコメントの意見を受け入れて修正するのは当たり前の事としても、子どもの権利に関する条例をつくる、と言っていた趣旨から大きく外れた修正では、条例をつくる目的や理念そのものが変わってきます。条例の根幹に関わるような修正では、市の子どもの権利に対する考え方が脆弱なものでしかなかった、と思わざるを得ません。

今後に向けて

子どもの権利の内容自体は削除されなかった事が、大幅修正の中では唯一評価できる点かと思います。市民が思いを込めて作ったからこそと言えるでしょう。おとな会議に関わった市民の一人は、「おとなにとって画一的な理想の子どもにする育成ではなく、一人一人の子どもを認めて大事にする育成を目指したい」と言っています。制定されてしまったからには、素案に比べ後退した内容となってしまった、「子どもオンブズパーソン」の設置や、まちづくりへの子どもの参加など、進めるべき施策について提案をしつつ、実現するよう活動していきたいと思っています。

<お断り>

まちづくりNPOである「まちづくりフォーラム・ひの」が発行している会誌「湧水」第70号に掲載した記事「『日野市子ども条例』ができる」(筆者著)を一部転用しました。

小杉町から射水市へ 「子ども条例」の成り立ち

—射水市の誕生と子ども条例の経過を中心に—

宮川 正文 (法政大学大学院)

<はじめに>

富山県にあった小杉町が2003年3月に制定した「小杉町子どもの権利に関する条例」は合併により廃止され、2007年6月に「射水市子ども条例」が制定されました。この子ども条例制定過程とそこの課題を簡単につたえたいと思います。

射水市は新湊市・射水郡の小杉町・大門町・大島町・下村の5市町村が合併を行い2006年11月に誕生した新市です。2007年6月現在では人口94,861人です。ちなみに射水市の2008年4月現在の18歳未満人口は17,038人です。

<射水市と小杉町の条例の内容>

射水市と小杉町の二つの条例の中身について簡単に比較したいと思います。例えば条例の名称が小杉町は「小杉町子どもの権利に関する条例」射水市は「射水市子ども条例」と射水市では「権利」の文字がなくなっています。条例も小杉町時代の22条から射水市では12条になりました。小杉町にあった前文が射水市では抜けています。現在16あると言われる全国の自治体の子どもの権利に関する総合条例の中で、前文がないのは唯一射水市の「射水市子ども条例」だけです。(条例内容の詳細については詳しくは88号もあわせてお読みください)

<制定までの経過の比較>

制定までの経過比較については、図表1も参照してください。小杉町は足かけ4年を超える年月をかけ条例を検討しました。射水市

は1年で作成したのです。いかに小杉町の経験があるとはいえ、極めて短期間で射水市は作成しています。その理由は小杉町との制定経過の違いに見られると思います。小杉町は小杉町長の「町民の参加と意見、子ども達の参加と意見を十分に組み入れてほしい、過程こそが大事である」という住民参加の考えがありました。実際に公募の町民や小学校四年生から高校生までの子どもが条例の制定に直接委員として携わり、特に子どもは公募で36名が参加しました。その子どもワーク会は制定までに23回もの会議が重ねられました。また子どもや「町民からはいくつもの大切な指摘があった。そのような指摘は世話人会議で取りまとめて、条例に反映させた」と聞いています。

対する射水市では小杉町と同じく条例を検討する委員の公募はありましたが、会議回数は条例制定までの一年で僅か9回しかありませんでした。射水市では合併協議会の約束で条例を作ったのですが、会議を重ね全市民的意思を確認する時間がありませんでした。小杉町と比べて射水市では十分な議論がされたとはとても思えません。

射水市では市民の意見を聴くパブリックコメントはありました。しかし、パブリックコメントは取っても市民の意見は条例に反映されていません。また射水市では条例検討のための委員会の経過等は協議会や幹事会の会議も含め一切公開されてはいないのです。条例の検討に子どもが委員として入った事ありません。更に議会で議員が出した「射水市子ども条例」に対する改善意見、市民団体の提出した要望書なども顧みられることはありませんでした。

このように見て行くと射水市の条例は子どもの参加など大切な要

素をそぎ落とされています。明らかに小杉の条例と比べて「後退」しているといえないでしょうか。

図表1

条件 対比	条例	検討期間	アンケート	会議 回数	子ども 住民 参加	検討委員 の公 募	パブリック コメント	制定 時期
小杉	22条	H11.12～15.3	有	100回	有	有	無	H15.3
射水	12条	H18.6～19.6	有	9回	無	有	有	H19.6
							条約の成りたち	廃止時期
							町長の公約	H17.11
							合併協議会の約束	継続

<「射水市子ども条例」制定の問題>

私は射水市の条例制定過程から考えて、今後権利アレルギーのある自治体では条例を制定するときは、条例に対してあからさまに反対意見を出さずに既に存在する他の自治体の権利条例の雛型をまねし、形だけは公募など民意を整え、実態は市民に検討させる時間を与えず、短期間だけ広報して拙速に条例を作り、中身を骨抜きにするような方式も起きるかもしれないと危惧しています。

この場合、形式的に形が整い、情報が出ているようで必要な情報がなく、地域に問題意識が広がりません。市民としては反論が難しくなります。こうした「射水スタイル」が広がる可能性を射水市で

の経験から私は懸念します。

<おわりに、小杉町の思いを射水市に生かすには>

小杉町の条例は、子どもが主人公でした。述べたように子どもが公募で制定に関わり、子どもの意見が取り入れられています。射水市の条例の場合は、一年間で拙速に作ったため子どもの意見が取り入れられていません。北陸中日新聞記事でも「主人公不在」と書かれていたくらいです。アンケートを一部の子どものみから取るだけで、結果として子どもは議論に参加していません。子ども条例の意義、子どもの意見表明権を考えると、当事者不在は極めて問題ではないでしょうか。条例の素案発表以後、私は直接「残念」という子どもの声も聞きました。

それでも射水市の条例が小杉町から後退しても、射水市全域に条例が広がったのは事実です。旧小杉町で「小杉町子どもの権利に関する条例」作りにかかわった子どもや大人は多いのです。実際、射水市の市民を中心にして、来年度全国的な集まり「子どもの権利条約フォーラム」が富山で開催される予定です。このフォーラム活動に子どもの声を反映させること、子ども参加を中心にした活動が広がるのが、やがて射水市に合うより良い「射水市子ども条例」が子ども参加でできる契機になるのではないのでしょうか。希望はあるのです。

TOPICS

子どもに対する暴力をなくすための取り組み

—国際NGOの活動—

2008年9月6日(土) 子どもの権利条約総合研究所 定例研究会報告より

田沢 茂之 ((社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どもの権利推進部)

■国際動向

2006年秋の国連総会で報告された国連事務総長「子どもに対する暴力、調査・研究」は、子どもに対する暴力が、すべての国や社会的集団の中で起こっていることを明らかにした。この調査・研究は、「子どもの権利委員会」の要請により2003年より開始されたものである。家庭や学校での体罰をはじめ、子ども搾取の問題などを扱っている。本報告がなされた同2006年、「子どもの権利委員会」は、子どもの権利条約19条(暴力からの保護)を根拠に、子どもに対する暴力的および屈辱的な罰を撤廃するよう、国際社会に求めた。(一般的意見：第8号「体罰、その他残虐な、または品位を傷つける形態の罰からの保護される子どもの権利)。その後、2007年秋の国連総会では、「子どもに対する暴力、調査・研究」で勧告された12の事項を着実に達成してゆくため、国連内でリード役となる機関の設置が討議された。結果、国連事務総長直下に「特別代表」の設置が決議された。特別代表の設置は、国連の歴史

で過去1回しかない極めて異例な決定であり、子どもに対する暴力をなくす国際的な取り組みが如何に重要視されているかがうかがえる。

■国際NGOの活動

子どもに対する暴力と対峙する活動を展開する国際NGOの取り組みとして、弊会の活動を紹介する。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、他セーブ・ザ・チルドレン・メンバーと共に、子どもに対する暴力禁止運動を推進している。活動は、国際人権法の諸原則に従い、Non-governmental Organizationのメリットを最大限に生かし、国境という枠を超えている。その活動は、各事業地における草の根レベルの地道な子ども支援から、国、あるいは世界レベルでの子どもの権利を擁護するアドボカシー活動をも含む。国連事務総長「子どもに対する暴力、調査・研究」では、他国際NGOと共にNGOアドバイザリーパネル(グループ)を形成し、調査・研究を側面支援

した。ジュネーブとニューヨークにあるセーブ・ザ・チルドレン事務所が、国連諸機関（人権高等弁務官事務所、国連児童基金、世界保健機構など）と調整を行う中、多くの国で、子ども参加の推進、啓発用子どもパンフレットの出版、子どもの声を含む調査データの収集、政府への働きかけ、セミナーなどによる啓発活動など、これまでに実施してきた。現場での地道な支援活動と、世界レベルでのアドボカシー活動を相乗されることで、双方向へのインパクト（変化）を与えることを意図している。

■権利救済のための直接支援

学校教育支援を実施しているネパールでの活動を例に、子どもに対する暴力をなくす取り組みを紹介する。事業全体の目的は、事業地内にいるすべての子どもが質の高い初等教育を受けられるようにすることにある。子どもの権利条約28条—教育を受ける権利を保障する活動である。活動メニューとして、①公立小学校の運営を改善すること ②初等教育へのアクセスを確保すること（児童労働からの解放） ③学校環境を改善すること ④学校内での暴力（体罰、いやがらせ）を無くすこと—これらの活動を実施している。支援活動メニュー②と④に見られるように、子どもの教育権を保障する活動は、子どもに対する暴力をなくす取り組みでもある。教育を受ける権利と暴力から護られる権利は、日常生活のひとコマひとコマを分けて考えられないように、人権の原則で言えば、権利の相補完性があると言える。家の手伝いや農業を手伝うため学校へ通わせることができないという親（保護者）の都合は、子どもに対する暴力の一形態とみなされる。この問題を解決するため、子どもの権利に関する啓発活動を地道に行い、親（保護者）の意識改革を進めている。権利に基づく啓発活動が効果を見せ、支援地での就学率が上昇してきている。一方、ドロップアウトの数が減少しないため、小学校を卒業できる子どもの数が微増に留まっている。この問題を効果的に解決するため、問題の根源を最もよく知る子どもたちに対してヒヤリングを実施した。結果として、学校内での体罰が横行していること、嫌がらせがあることが最大の問題であることが判明した。支援事業への子ども参加を確保することで効果的な対応が可能とな

った良き事例であるが、先生に対しては、非暴力でポジティブな教授が子どもたちに提供されるよう徹底した研修を実施している。また、地元行政、及び中央政府に対しては、公立学校への行政指導や法律1により体罰を禁止するよう要請している。

■権利基盤型アプローチの実践

ネパールでの学校教育支援、子どもに対する暴力をなくすための取り組みで外観したように、セーブ・ザ・チルドレンによる子ども支援の特徴は、権利基盤型アプローチを採用していることにある。その特徴は、①国際人権法の目的や諸原則に準拠した活動であること ②義務履行者への働きかけと、キャパシティを強化すること ③権利保有者である子どもの参加を確保し、エンパワメントすること。前提として、事業実施に先立っては、子どもの権利に基づく十分な調査・分析を行うことを必須としている。さらに、支援事業を通じて得た知見を活用し、コミュニティ、国、あるいは、世界レベルでのアドボカシーと啓発活動を展開する。

■報告のまとめ

国際社会は、子どもに対する暴力をなくす取り組みを加速させている。近年、多くの国が家庭を含めすべての社会的集団で体罰を禁止する法の制定（改正）に踏み切った。2008年8月現在、24の国が体罰を全面禁止し、子どもの人としての尊厳を確保するという人権原則、法の下での平等を保障するに至った。今後数年内に、23の国が法律改正に踏み切るとされている。こうした国際的な動きがある中、日本も真剣に家庭内での体罰を法的に禁止すべきかどうか、議論をする時期に来ている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、家庭を含む、社会のあらゆる場面（学校、施設、コミュニティなど）から、子どもに対する暴力をなくすため、関係団体とのネットワークを形成し、予防・啓発、政策提言を実施する。

ホームページ <http://www.savechildren.or.jp/index.html>
1 2005年、ネパール最高裁は、養育上子どもに対する体罰は、違憲であることを示している。

イベント報告

子どもの権利条約基礎講座

7月3日、12日の両日、私達の社会にこの条約が根付いて欲しいという願いをこめて「子どもの権利条約ネットワーク」は基礎講座を開催しました。延べ36名の参加者とともに、子どもの権利条約への理解を深め、改めてその必要性を考えることができました。参加者の方2名に感想を寄せていただきましたので、ご紹介します。

7月12日に開かれた、荒巻先生の「子どもの権利条約基礎講座」に参加しました。参加者は10人ほどで、学校の授業から興味を持った高校生、授業を受けるにあたって勉強しようと思っただけの大学生、NGOの方等、バックボーンは様々でした。私は、子育て中の主婦で、主婦以外の仕事はしていません。専業主婦の参加者は、私1人だけでしたが、子どもの権利条約の条項は、子育てのヒントが

沢山隠されているように思います。子育て真っ最中のお母さんの参加がもっと増えれば、とてもいい形で条約が広がっていくのではないかと思います。

授業は、それぞれが知りたいことに答えてゆく形で進行してゆきました。私は、子育ての中で、「子どもの権利条約」の基本理念のようなものを、どのように組み込んでいったらいいのかを学びたく

て参加しました。けれども、私は「子どもの権利条約」が、特に特別なものとは思っていません。むしろ当たり前すぎるくらい当たり前のごとなのに、基本的な環境が恵まれているこの国で、未だにこの条約の「意見表明権」等に疑念や反感を抱く人間がいると知ったときは新鮮に驚きました。子どもと関わっていく中で、子どもの意見を聞くということは、基本の基です。子どもの意見を全く聞かないで、どうやって関わっていくのか、むしろ教えて欲しいくらいです。私は、小さい頃から、意見を言葉で言えないとやっていけない環境で育ちました。荒巻先生のお話の中で、「運動会の日程まで、みんなが納得できるまで話し合う学校」が出てきましたが、私の通っていた学校でも、そんなことは当たり前でした。あんまり意見を求められると、帰りが遅くなって見たいテレビが見られなくなるので、もう先生決めてください！という感じでした。運動会のプログラムの順番も、練習日程も、全部私たちが決めました。校則も私たちが決めます。だから、破ったときの全校集会での糾弾がすごくて(会の進行ももちろん私たちです)、うっかり買い食いが見つかったときは、辟易としながら参加しました。生徒たちで決めてゆく学校で育った者として言わせてもらおうと、それはとても面倒くさい面も含んでいます。でも、自分たちでとことん話し合っただけで決めたことから、結果がどうでも納得することができました。そして悪い結果も好転させることができました。

子どもは、ただ単に「小さくて弱い者」ではないし、「未来の大人」でもない。子どもは、ただ、子どもです。それ以上でも、以下でもありません。子どもを守り、成長させてゆくために基本的なことが書かれている条約が、もっと自然に私たちの生活に入り込んでくれば、日本も世界ももっと豊かになると思います。

(山口真理子)

私が今回の基礎講座を知ったのは、たまたま母がもってきたパンフレットがきっかけでした。私の通っている高校では、2年生のときに自分でテーマを決め1年間研究し、論文を書いていく個人課題研究というものがあります。私は『発展途上国の子どもの権利条約』

約』をテーマとして研究をすすめているので、権利条約を基礎から知ることができるよい機会だと思いこの講座に参加しました。参加してみると私が予想していた以上に権利条約は奥が深くて考えさせられることがたくさんありました。実際に条約文を詳しく読んだことは初めてだったので「生命・生存・発達への権利(第6条)」や「経済的搾取・有害労働からの保護(第32条)」など、私たちの日常生活では当たりまえのように考えられていることでさえ条約に含まれていることに、改めて発展途上国の子どもたちがおかれている現実と直面しました。また、いちばん守られなければならない子どもたちに対してのフォローが逆に後回しになってしまっていることにショックを受けました。さらに、それは子どもたちに対しての大人の勝手な偏見であったり責任転嫁であったりすることが理由となっていることを知り、まだ条約が適用されている17歳の私にとつてとても悲しいことでした。

私が講演を聞き最終的に感じたことは、子ども自身が子どもの権利条約の存在をもっと知る必要があるということです。日本では学校で「命は大切である。」と教えられています。しかし、講座でもおっしゃっていたように私たちが「命の権利をもっている。」ということも教えてもらった記憶はほとんどありません。また、大人の方でも子どもの権利条約について内容まで知っている方はごくわずかにしかすぎないと思います。そういった結果、情報社会に生きている現在の日本の子どもたちでさえ自分たちが生まれながらに持っている権利を知りません。そのために、川崎市のように学校や地域などの行政が権利条約の普及をもっと全国的に進めていき、子どもたちにもっと権利条約を理解してもらう必要性を感じました。私は今まで発展途上国を中心に条約をとらえてきました。しかし、まずは日本から権利条約を見直し、普及していくことで他国に影響を与えることができると思います。

これからの世の中が子どもの権利条約によって、子ども同士だけでなく子どもと大人が信頼し互いの立場を尊重しあえるような関係になっていってほしいと強く感じました。

(根本亜莉沙)

<編集後記>

先日、子どものまち「ミニいけぶくろ」の議員合宿に参加した。合宿参加者は中学1年生～高校2年生の3名とサポーターの大学生2名、世話役のおとな2名。ウノ大会、BBQ、風呂タイムのあとは、またウノ大会と、いわゆる“親睦を深める”合宿なのだなぁ…と思いきや、夜の9時から真剣なミーティングがはじまった。議題は「前回のミニいけの反省と来年、工夫すること」。“子どもが自治する”ということについて、「おとなに誉められるより、市民の子どもにとって良いことをしたい」「おえらいさん(区長と教育長)の最初の挨拶は(本当はなくてもいいんだけど…)、もっと“子どものまち”のことを話してもらうために、こちらから伝える努力をしよう」「関わっているおとなの人たちの気持ちはとてもありがたい。でも、おとなが決めてしまったことを、やらされるのは嫌だから、決める前に相談してほしい」など、彼らは本音を語り合った。この会議は、「子どものまち」という“あそび場”を企画しているだけではない。「みんながハッピーになるために、自分たちに何ができるのかを、考えていきたい」という子どもたちの思い、それこそが社会参画だと感じた。

札幌市で行われた「こども環境サミット」は、単に“子どもにとってのイベント”ではない。環境問題に取り組んだサミットである。私たちの環境を、社会を、改善していこうとする主体性や責任感、子どもから触発されることが多い。(N. K)

「子どもの権利条約」No.93

2008年9月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント